

下水道法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文 目次

一	下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）	・
二	成田国際空港周辺整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二十八号）	・
三	沖縄の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第一百五十五号）	・
四	明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第一百五十六号）	・
		31

改正案	現行
<p>（排出される下水の窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量を削減する必要がある公共の水域又は海域の要件）</p> <p>第二条の二 法第二条の二第二項第五号に規定する政令で定める要件は、次のとおりとする。</p> <p>一 窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量が、当該公共の水域又は海域について定められたこれらについての法第二条の二第一項の水質環境基準に現に適合しておらず、又は適合しないこととなるおそれが高いと認められること。</p> <p>二 当該公共の水域又は海域の閉鎖性、水量その他の自然的条件からみて、当該公共の水域又は海域に排出される下水に含まれる窒素又は<sup>りん</sup>燐が滞留しやすい状況にあると認められること。</p> <p>（高度処理終末処理場から放流する下水の窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量に係る水質の基準）</p> <p>第二条の三 法第二条の二第四項に規定する政令で定める基準は</p>	

、第六条第一項又は第三項の規定により、窒素含有量及び<sup>りん</sup>燐含有量について放流水の水質の技術上の基準として定められた数値（当該数値の上限が一リットルにつきそれぞれ二十ミリグラム及び三ミリグラムを超える場合並びに当該数値が定められていない場合にあつては、それぞれ二十ミリグラム以下及び三ミリグラム以下）とする。

（都道府県知事が認可する事業計画）

第四条の二 法第四条第一項に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一 都道府県以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画のうち、次に掲げるもの

イ（略）

ロ 流域下水道（雨水流域下水道を除く。）に接続する公共

下水道の事業計画

ハ 次条第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

二（略）

（都道府県知事が認可する事業計画）

第四条の二 法第四条第一項に規定する政令で定める事業計画は、次に掲げるものとする。

一 都道府県以外の地方公共団体が設置する公共下水道の事業計画のうち、次に掲げるもの

イ（略）

ロ 流域関連公共下水道の事業計画

ハ 第五条第二号（処理施設に係る吐口の配置の変更以外の変更に限る。）、第三号又は第五号に掲げる変更のみの変更に係る事業計画

二（略）

(環境大臣の意見を聴くことを要しない場合)

第五条の二 法第四条第二項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道に係る認可をしようとする場合

三 (略)

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第五条の四 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条の六において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 屋外にあるもの(生活環境の保全又は人の健康の保護に支障が生ずるおそれのないものとして国土交通省令で定めるものを除く。)にあつては、覆い又はさくの設置その他下水の飛散を防止し、及び人の立入りを制限する措置が講ぜられていないこと。

四 (略)

(環境大臣の意見を聴くことを要しない場合)

第五条の二 法第四条第二項に規定する政令で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

一 (略)

二 流域関連公共下水道に係る認可をしようとする場合

三 (略)

(排水施設及び処理施設に共通する構造の技術上の基準)

第五条の四 排水施設(これを補完する施設を含む。次条において同じ。)及び処理施設(これを補完する施設を含む。第五条の六において同じ。)に共通する構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二 (略)

三 (略)

五 地震によつて下水の排除及び処理に支障が生じないように地盤の改良、可撓とく継手の設置その他の国土交通大臣が定める措置が講ぜられていること。

(排水施設の構造の技術上の基準)

第五条の五 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一～六 (略)

七 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設は、当該雨水流域下水道に接続する公共下水道の排水区域における降水量、当該雨水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の水位又は潮位その他の状況に応じ、排除する雨水の流量を適切に調節することができる構造とすること。

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

(排水施設の構造の技術上の基準)

第五条の五 排水施設の構造の技術上の基準は、前条に定めるもののほか、次のとおりとする。

一～六 (略)

(処理施設の構造の技術上の基準)

第五条の六 第五条の四に定めるもののほか、処理施設(終末処理場であるものに限る。以下この条において同じ。)の構造の技術上の基準は、次のとおりとする。

一 (略)

二 屋外にある処理施設で下水の飛散により生活環境の保全上

二〇四 (略)

2 前項第三号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第一項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。)を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定め

支障が生じるおそれのあるものにあつては、覆いの設置その他下水の飛散を防止する措置が講ぜられていること。

二〇五 (略)

2 前項第四号の「計画放流水質」とは、放流水が適合すべき生物化学的酸素要求量、窒素含有量又は燐含有量に係る水質であつて、下水の放流先の河川その他の公共の水域又は海域の状況等を考慮して、国土交通省令で定めるところにより、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が定めるものをいう。

(使用開始等の届出を要する下水の量又は水質)

第八条の二 法第十一条の二第一項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める量は、当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする者が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートル以上とし、法第十一条の二第一項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める水質は、次条第一項第四号に該当する水質又は第九条の八若しくは第九条の九第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十第一項第二号

る基準（法第十二条の十一第一項第二号（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次項、第九条の十一第一項並びに第二十四条の五第一項及び第二項において同じ。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第十一条の二第一項に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の九第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用しようとする場合については、法第十一条の二第一項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の九第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十第一項第二号（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあ

つては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条 法第十二条第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一・二（略）

三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラムを超えるもの

ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラムを超えるもの

四 沃素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

2（略）

（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）

第九条の二 法第十二条の二第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）次条、第九条の四第一項及び第九

（除害施設の設置等に関する条例の基準）

第九条 法第十二条第一項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定による条例は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定める範囲内の水質の下水について定めるものとする。

一・二（略）

三 ノルマルヘキサン抽出物質含有量

イ 鉱油類含有量 一リットルにつき五ミリグラムを超えるもの

ロ 動植物油脂類含有量 一リットルにつき三十ミリグラムを超えるもの

四 沃素消費量 一リットルにつき二百二十ミリグラム以上であるもの

2（略）

（下水の排除の制限等の規定が適用されない特定施設）

第九条の二 法第十二条の二第一項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）次条及び第九条の四第一項において同じ

条の九第一号において同じ。）に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（別表第一第六十六号の二に掲げる施設（同号八に掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

（適用除外）

第九条の三 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令（水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた次条第一項各号に掲げる物質に係る排水基準（水質排出基準を含む。以下この号、次条第四項及び第五項並びに第二十条第三号において同じ。）が当該下水について適用されない場

。に規定する政令で定める特定施設は、水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）（別表第一第六十六号の二に掲げる施設（同号八に掲げる施設のうち温泉法（昭和二十三年法律第百二十五号）第二条第一項に規定する温泉を利用するものを除く。）とする。

（適用除外）

第九条の三 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から排除される下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第一項の規定による環境省令（水質汚濁防止法第三条第三項又はダイオキシン類対策特別措置法第八条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた次条第一項各号に掲げる物質に係る排水基準（水質排出基準を含む。以下この号、次条第四項及び第五項並びに第二十条第三号において同じ。）が当該下水について適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当

合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。

二丁四（略）

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一～二十四（略）

二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合には一リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合には一リットルにつ

該流域下水道にその適用されない排水基準についての物質に係る下水を排除するとき。

二丁四（略）

（特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準）

第九条の四 法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準は、水質汚濁防止法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第一号から第三十二号までに掲げる物質について、ダイオキシン類対策法特定施設を設置する特定事業場に係るものにあつては第三十三号に掲げる物質について、それぞれ当該各号に定める数値とする。

一～二十四（略）

二十五 ほう素及びその化合物 河川その他の公共の水域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合には一リットルにつきほう素十ミリグラム以下、海域を放流先とする公共下水道若しくは流域下水道又は当該流域下水道に接続する公共下水道に下水を排除する場合には一リットルにつきほう素二百三十ミリグラム以下

きぼう素二百三十ミリグラム以下

二十六〽三十三 (略)

2〽5 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。第九条の九第二号において同じ。)

( )の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。))に排除される下水に係るものに限る。( )に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〽七 (略)

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は

二十六〽三十三 (略)

2〽5 (略)

(特定事業場からの下水の排除の制限に係る水質の基準を定める条例の基準)

第九条の五 法第十二条の二第三項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。 )の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令(同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。))により定められた窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係るものに限る。( )に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〽七 (略)

2 製造業又はガス供給業の用に供する施設から公共下水道又は

流域下水道に排除される下水に係る前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる項目（同項第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）

）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第九条の十一第二項において同じ。）で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一～六（略）

3・4（略）

（適用除外）

第九条の六 法第十二条の二第五項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は

流域下水道に排除される下水に係る前項第一号から第四号まで、第六号及び第七号に掲げる項目（同項第六号又は第七号に掲げる項目にあつては、同項に規定する下水に係るものに限る。）

）に関する水質の基準については、それらの施設から排除される汚水の合計量がその処理施設（流域関連公共下水道にあつては、当該流域関連公共下水道が接続する流域下水道の処理施設。以下この項及び第九条の九第二項において同じ。）で処理される汚水の量の四分の一以上であると認められるとき、その処理施設に達するまでに他の汚水により十分に希釈されることができないと認められるとき、その他やむを得ない理由があるときは、前項の基準より厳しいものとすることができる。この場合においては、その水質は、次の各号に掲げる項目に関し、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一～六（略）

3・4（略）

（適用除外）

第九条の六 法第十二条の二第五項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める場合は、次に

、次に掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から排除される前条第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る下水に関しては、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。

二 四（略）

（法第十二条の二第六項の政令で定める施設）

第九条の七 法第十二条の二第六項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一・二（略）

掲げる場合とする。

- 一 特定事業場から排除される前条第一項第一号、第六号又は第七号に掲げる項目に係る下水に関しては、当該下水が当該公共下水道からの放流水又は当該流域下水道からの放流水に係る公共の水域又は海域に直接排除されたとしても、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令（同条第三項の規定による条例が定められている場合にあつては、当該条例を含む。）により定められた当該項目についての排水基準が適用されない場合において、当該特定事業場から当該公共下水道又は当該流域下水道にその適用されない排水基準についての項目に係る下水を排除するとき。

二 四（略）

（法第十二条の二第六項の政令で定める施設）

第九条の七 法第十二条の二第六項（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。

一・二（略）

（事故時の措置を要する物質又は油）

第九条の八 法第十二条の九第一項（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。次条において同じ。）に規定する政令で定める物質又は油は、水質汚濁防止法施行令第二条各号に掲げる物質及びダイオキシン類並びに同令第三条の三各号に掲げる油とする。

（事故時の措置の規定が適用されない場合）

第九条の九 法第十二条の九第一項に規定する政令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第一項に規定する政令で定める基準に適合するとき。

二 特定事業場から水質汚濁防止法施行令第二条第二十六号に掲げる物質又は同令第三条の三各号に掲げる油を含む下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入した場合において、当該下水の水質が法第十二条の二第三項の規定

に基づく条例で定める基準に適合するとき。

三 当該公共下水道又は当該流域下水道の施設として水質汚濁防止法施行令第二条第一号から第二十五号までに掲げる物質又はダイオキシン類の処理施設が設けられている場合において、当該公共下水道管理者又は当該流域下水道管理者が、国土交通省令で定めるところにより、当該処理施設において下水を処理すべき区域として公示した区域内の特定事業場から当該物質に係る下水が排出され、当該公共下水道又は当該流域下水道に流入したとき。

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の十 法第十二条の十一第一項第一号(法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。次号において同じ。)からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準(同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準)

(除害施設の設置等に係る下水の水質の基準)

第九条の八 法第十二条の十第一項第一号(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)に規定する政令で定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

- 一 ダイオキシン類対策特別措置法の規定により、公共下水道又は流域下水道からの放流水について水質排出基準が定められている場合 第九条の四第一項各号に規定する基準(同条第四項に規定する場合においては、同項に規定する基準)

二・三 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の十一 法第十二条の十一第一項第二号の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。以下この項及び次項において同じ。)に排除される下水に係るものに限る。)又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〇六 (略)

2 (略)

3 第一項第一号、第四号及び第五号並びに前項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(汚濁原因者負担金の額)

二・三 (略)

(除害施設の設置等に関する条例の基準)

第九条の九 法第十二条の十第一項第二号(法第二十五条の十において準用する場合を含む。)の規定による条例は、次の各号に掲げる項目(第四号又は第五号に掲げる項目にあつては、水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められた窒素含有量又は<sup>りん</sup>燐含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に排除される下水に係るものに限る。)又は物質に関して水質の基準を定めるものとし、その水質は、それぞれ当該各号に定めるものより厳しいものであつてはならない。

一〇六 (略)

2 (略)

3 第一項第一号、第四号及び第五号並びに第二項各号に掲げる数値は、国土交通省令・環境省令で定める方法により検定した場合における数値とする。

(汚濁原因者負担金の額)

第十条の二 法第十八条の二（法第二十五条の十第一項において準用する場合を含む。）の規定により特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道（雨水流域下水道を除く。以下この条において同じ。）若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、すべての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

（終末処理場の維持管理）

第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十第一項にお

第十条の二 法第十八条の二（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定により特定施設の設置者（過去の設置者を含む。以下この条において同じ。）に負担させる汚濁原因者負担金の額は、公共下水道管理者又は流域下水道管理者が公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）の規定により納付した特定賦課金の額に、各特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該特定賦課金に係る同法第六条に規定する指定疾病に影響を与える水質の汚濁の原因である物質の量の、すべての特定施設の設置者が当該公共下水道又は当該流域下水道若しくは当該流域下水道に係る流域関連公共下水道に排除した当該物質の量に対する割合を乗じて得た額を超えない範囲内において、当該公共下水道又は当該流域下水道から河川その他の公共の水域又は海域に当該物質が排出されたことについての公共下水道管理者又は流域下水道管理者の責めに帰すべき事由を参酌して定めるものとする。

（終末処理場の維持管理）

第十三条 法第二十一条第二項（法第二十五条の十において準用

て準用する場合を含む。 ) の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行つものとする。

一〇六 (略)

(発生活污水等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の十第一項)において準用する場合を含む。次条及び第十三条の四において同じ。 ) に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの(次条において「発生活污水等」という。 ) とする。

(発生活污水等の処理の基準)

第十三条の三 法第二十一条の二第一項に規定する公共下水道又は流域下水道(雨水流域下水道を除く。 ) の円滑な維持管理を図るための発生活污水等の処理の基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

第十三条の四 法第二十一条の二第一項に規定する有毒物質の拡散を防止するための汚水ます及び終末処理場から生じた污泥の

する場合を含む。 ) の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行つものとする。

一〇六 (略)

(発生活污水等)

第十三条の二 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。 ) に規定する政令で定めるものは、スクリーンかす、砂、土、汚泥その他これらに類するもの(次条において「発生活污水等」という。 ) とする。

(発生活污水等の処理の基準)

第十三条の三 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。 ) に規定する公共下水道又は流域下水道の円滑な維持管理を図るための発生活污水等の処理の基準は、次のとおりとする。

一〇四 (略)

第十三条の四 法第二十一条の二第一項(法第二十五条の十において準用する場合を含む。 ) に規定する有毒物質の拡散を防止

処理の基準は、汚泥に含まれる有毒物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第三の三に掲げる物質及びダイオキシン類とする。）の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第六条の五第一項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。

（公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

第十七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。

イ（略）

ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道の専ら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

ハ 公共下水道に専ら雨水を流入させるために設ける排水施

するための汚水ます及び終末処理場から生じた汚泥の処理の基準は、汚泥に含まれる有毒物質（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）別表第三の三に掲げる物質及びダイオキシン類とする。）の拡散を防止することが必要であるとして国土交通大臣及び環境大臣が指定する汚泥について、同令第六条の五第一項の基準のうち汚泥に係るものの例によるものとする。

（公共下水道に設ける施設又は工作物その他の物件に関する技術上の基準）

第十七条 法第二十四条第二項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一 施設又は工作物その他の物件の位置は、次に掲げるところによること。

イ（略）

ロ 公共下水道に汚水を流入させるために設ける排水施設は、公共下水道のます又はマンホール（合流式の公共下水道のもつぱら雨水を排除すべきます及びマンホールを除く。）の壁のできるだけ底に近い箇所に設けること。

ハ 公共下水道にもつぱら雨水を流入させるために設ける排

設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。

二 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から二・五メートル以上の高さ（一）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。

ホ（略）

二丁五（略）

六 法第十二条第一項又は法第十二条の十一第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

（流域下水道に係る事業計画の認可の申請）

第十七条の四 流域下水道管理者は、法第二十五条の三第一項（

水施設は、公共下水道の排水渠の開渠である構造の部分（以下この条において「開渠部分」という。）、ます又はマンホールの壁（ますのどろための部分の壁を除く。）に設けること。

二 公共下水道に下水を流入させるために設ける排水施設（以下この条において「流入施設」という。）以外のものは、公共下水道の開渠部分の壁の上端より上に（当該部分を縦断するときは、その上端から二・五メートル以上の高さ（一）、又は当該部分の地下に設けること。ただし、水道の給水管又はガスの導管を当該部分の壁のできるだけ上端に近い箇所に設ける場合において、下水の排除に支障を及ぼすおそれが少ないときは、この限りでない。

ホ（略）

二丁五（略）

六 法第十二条第一項又は法第十二条の十第一項の規定による条例の規定により除害施設を設けなければならないときは、当該施設を設けること。

（流域下水道に係る事業計画の認可の申請）

第十七条の四 流域下水道管理者は、法第二十五条の三第一項（

同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、流域下水道管理者が市町村であるときは、都道府県知事を経由しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域（雨水流域下水道に係るものにあつては、予定排水区域。第十七条の六第七号において同じ。）及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 六（略）

（認可を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の六 法第二十五条の三第四項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一（略）

二 雨水流域下水道の雨水の流量を調節するための施設の新設又は配置、構造若しくは能力の変更

同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により事業計画の認可を受けようとするときは、申請書に事業計画を記載した書類（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更を明らかにする書類）及び次に掲げる事項（事業計画の変更の認可を受けようとするときは、その変更に係るものに限る。）を記載した書類を添付し、これを国土交通大臣に提出しなければならない。この場合において、流域下水道管理者が市町村であるときは、都道府県知事を経由しなければならない。

一 流域関連公共下水道の予定処理区域及びその周辺の地域の地形及び土地の用途

二 六（略）

（認可を要しない事業計画の軽微な変更）

第十七条の六 法第二十五条の三第四項に規定する政令で定める軽微な変更は、次の各号のいずれかに該当する変更及びこれに関連する変更以外のものとする。

一（略）

三丁八 (略)

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の八 法第二十五条の九に規定する政令で定める場合は、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められた場合とする。

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第十七条の九 第五条の四、第五条の五(第六号及び第七号に係る部分を除く。)及び第五条の七の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。

(特定排水施設に係る下水の量及び水質)

第二十一条 (略)

二丁七 (略)

(流域下水道の施設に物件を設けることができる場合)

第十七条の八 法第二十五条の九に規定する政令で定める場合は、流域関連公共下水道の予定処理区域外における飛行場その他継続して大量の下水を排除する施設からの下水を流域下水道に流入させる場合、終末処理場から放流される水を利用するために当該終末処理場に接続して導水管を設ける場合その他の場合であつて、流域下水道管理者が流域下水道の管理上著しい支障を及ぼすおそれがないと認められた場合とする。

(都市下水路の構造の技術上の基準)

第十七条の九 第五条の四、第五条の五(第六号に係る部分を除く。)及び第五条の七の規定は、法第二十八条第二項に規定する政令で定める都市下水路の構造に関して必要な技術上の基準について準用する。

(特定排水施設に係る下水の量及び水質)

第二十一条 (略)

2 法第三十条第一項第二号に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の五第一項（第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。）若しくは第九条の十一第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質とし、法第三十条第一項第二号に規定する政令で定める量は、当該事業所が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートルとする。

（特定排水施設の構造の技術上の基準）

第二十二条 法第三十条第一項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の五第一項（第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。）若しくは第九条の十一第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設の敷地内においては、この限りでない。

2 法第三十条第一項第二号に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の五第一項（第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。）若しくは第九条の九第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質とし、法第三十条第一項第二号に規定する政令で定める量は、当該事業所が最も多量の汚水を排除する一日における当該汚水の量五十立方メートルとする。

（特定排水施設の構造の技術上の基準）

第二十二条 法第三十条第一項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

一・二（略）

三 第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の四第一項各号若しくは第九条の五第一項（第一号ただし書、第六号及び第七号を除く。）若しくは第九条の九第一項第一号若しくは第六号に規定する基準に適合しない水質の汚水を排除すべき排水渠は、暗渠とすること。ただし、製造業、ガス供給業又は鉱業の用に供する施設の敷地内においては、この限りでない。

(国庫補助)

第二十四条の二 法第三十四条の規定による国の地方公共団体に  
対する補助金の額は、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、そ  
れぞれ当該各号に定める額とする。

一 公共下水道の設置又は改築に要する費用(第三号に掲げる  
費用を除く。 ) 次に掲げる費用の区分に応じ、それぞれに  
定める額

イ 公共下水道(特定の事業者の事業活動に主として利用さ  
れる公共下水道(以下この項において「特定公共下水道」  
という。 )を除く。 )の主要な管渠及び終末処理場並びに  
これらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施  
設の設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費  
用を除く。 ) 当該費用の額に二分の一(終末処理場の設  
置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあ  
つては、十分の五・五)を乗じて得た額

ロ 特定公共下水道の主要な管渠及び終末処理場並びにこれ  
らの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の  
設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費用を  
除く。 ) 当該費用の額から公害防止事業費事業者負担法

(国庫補助)

第二十四条の二 法第三十四条の規定による国の地方公共団体に  
対する補助金の額は、次に定めるところによる。

一 公共下水道については、主要な管渠及び終末処理場並びに  
これらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設  
の設置又は改築に要する費用(国土交通大臣が定める費用を  
除く。 )の額に二分の一(終末処理場の設置又は改築に要す  
る費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、十分の五・  
五)を乗じて得た額とする。ただし、特定の事業者の事業活  
動に主として利用される公共下水道(以下「特定公共下水道  
」という。 )については、その費用の額から公害防止事業費  
事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担  
総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を  
乗じて得た額とする。

二 流域下水道については、その設置又は改築に要する費用(国  
土交通大臣が定める費用を除く。 )の額に二分の一(終末  
処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定める  
ものにあつては、三分の二)を乗じて得た額とする。

三 都市下水路については、その設置又は改築に要する費用の

第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国

土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得

た額

二 流域下水道の設置又は改築に要する費用（次号に掲げる費用及び国土交通大臣が定める費用を除く。） 当該費用の額

に二分の一（終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものにあつては、三分の二）を乗じて得た額

三 法第二条の二第五項の規定により流域別下水道整備総合計画に記載された事項に係る高度処理終末処理場を管理する地方公共団体が、当該流域別下水道整備総合計画に記載されたところにより、他の地方公共団体が管理する特定終末処理場（当該高度処理終末処理場に係る下水道と同じ同条第二項第二号の区域に係る下水道のものに限る。）について定められた削減目標量の一部に相当するものとして当該高度処理終末処理場について定められた削減目標量を超える量の窒素含有量又は磷含有量を削減するために行う当該高度処理終末処理場の設置又は改築（国土交通大臣が定めるものに限る。）に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。） 次に掲げる当該他の地方公共団体が管理する下水道の区分に応じ、

額に十分の四を乗じて得た額とする。

それぞれに定める額

イ 公共下水道（特定公共下水道を除く。） 当該費用の額に二分の一（国土交通大臣が定める費用にあつては、十分の五・五）を乗じて得た額

ロ 特定公共下水道 当該費用の額から公害防止事業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額を控除した額に三分の一を乗じて得た額

ハ 流域下水道 当該費用の額に二分の一（国土交通大臣が定める費用にあつては、三分の二）を乗じて得た額

四 都市下水路の設置又は改築に要する費用 当該費用の額に十分の四を乗じて得た額

2 (略)

(都道府県知事が指示する下水道)

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 都道府県以外の地方公共団体が管理する公共下水道のうち

2 (略)

(都道府県知事が指示する下水道)

第二十四条の三 法第三十七条第一項に規定する政令で定める下水道は、工事に関する指示に係るものにあつては次に掲げるものとし、維持管理に関する指示に係るものにあつては都道府県以外の地方公共団体が管理するものとする。

一 都道府県以外の地方公共団体が管理する公共下水道のうち

、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 流域下水道(雨水流域下水道を除く。)に接続する公共下水道

二・三 (略)

2 (略)

(報告の徴収のできる下水の水質等)

第二十四条の五 法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の十若しくは第九条の十一第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道(雨水流域下水道を除く。次項において同じ。))の管理者が条例で第九条の十一第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められ

、次に掲げるもの

イ (略)

ロ 流域関連公共下水道

二・三 (略)

2 (略)

(報告の徴収のできる下水の水質等)

第二十四条の五 法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、第九条第一項第四号に該当する水質又は第九条の八若しくは第九条の九第一項第三号若しくは第六号若しくは第二項第一号、第二号(ただし書を除く。以下この項において同じ。)若しくは第三号から第五号までに定める基準(法第十二条の十第一項第二号(法第二十五条の十において準用する場合を含む。))の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例で第九条の九第二項第二号に掲げる基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準)に適合しない水質とする。

2 水質汚濁防止法第三条第一項の規定による環境省令により、又は同条第三項の規定による条例その他の条例により定められ

た窒素含有量又は<sup>りん</sup>燃含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用する場合には、法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の十一第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十一第一項第二号の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

3  
(略)

た窒素含有量又は<sup>りん</sup>燃含有量についての排水基準がその放流水について適用される公共下水道又は流域下水道に下水を排除して当該公共下水道又は当該流域下水道を使用する場合には、法第三十九条の二に規定する政令で定める水質は、前項の規定による水質のほか、第九条の九第二項第六号又は第七号に掲げる項目に関して同項第六号（ただし書を除く。）又は第七号（ただし書を除く。）に定める基準（法第十二条の十第一項第二号（法第二十五条の十において準用する場合を含む。）の規定により当該公共下水道又は当該流域下水道の管理者が条例でこれらの基準より厳しい水質の基準を定めている場合にあつては、当該厳しい基準）に適合しない水質とする。

3  
(略)

改 正 案	現 行
<p>（法別表に規定する政令で定める国の負担又は補助の割合）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表の生活環境施設の項に規定する三分の二の範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（次号及び第四条において「公共下水道」という。）の設置又は改築で下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号イの主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設（第四号及び第四条第三号において「主要な管渠等」という。）に係るもの（同令第二十四条の二第一項第一号イの国土交通大臣が定める費用に係るものを除く。次号並びに第四条第三号及び第四号において同じ。）のうち、次号に掲げるもの以外のもの 十分の六</p>	<p>（法別表に規定する政令で定める国の負担又は補助の割合）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 法別表の生活環境施設の項に規定する三分の二の範囲内で政令で定める割合は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道（次号及び第四条において「公共下水道」という。）の設置又は改築で下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号の主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設（第四号及び第四条第三号において「主要な管渠等」という。）に係るもの（同令第二十四条の二第一項第一号の国土交通大臣が定める費用に係るものを除く。次号及び第四号並びに第四条第三号及び第四号において同じ。）のうち、次号に掲げるもの以外のもの 十分の六</p>

二 公共下水道の設置又は改築で終末処理場に係るもの（下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号イの終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものに係るものに限る。第四条第四号において同じ。） 三分の二

三（略）

四 下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号ロに規定する特定公共下水道の設置又は改築で主要な管渠等に係るもの（これに要する費用のうち同号ロの国土交通大臣が定める費用及び公害防止事業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額に相当する費用に係るものを除く。） 十分の五

二 公共下水道の設置又は改築で終末処理場に係るもの（下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号の終末処理場の設置又は改築に要する費用で国土交通大臣が定めるものに係るものに限る。第四条第四号において同じ。） 三分の二

三（略）

四 下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号ただし書に規定する特定公共下水道の設置又は改築で主要な管渠等に係るもの（これに要する費用のうち同号ただし書の公害防止事業費事業者負担法第四条第一項若しくは第三項の規定による負担総額又は国土交通大臣が定める額に相当する費用に係るものを除く。） 十分の五

沖繩の復帰に伴う建設省関係法令の適用の特別措置等に関する政令（昭和四十七年政令第百十五号）（抄）（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国庫補助の特例）</p> <p>第六十七条 沖繩県又はその区域内に存する地方公共団体に対する下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号イ及び口中「主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（国土交通大臣が定める費用を除く。）」とあるのは「設置又は改築に要する費用」と、同項第二号中「費用及び国土交通大臣が定める費用」とあるのは「費用」とする。</p>	<p>（国庫補助の特例）</p> <p>第六十七条 沖繩県又はその区域内に存する地方公共団体に対する下水道法施行令（昭和三十四年政令第百四十七号）第二十四条の二第一項の規定の適用については、当分の間、同項第一号中「主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（建設大臣が定める費用を除く。）」とあり、同項第二号中「その設置又は改築に要する費用（建設大臣が定める費用を除く。）」とあるのは、「その設置又は改築に要する費用」とする。</p>

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法施行令（昭和五十五年政令第百五十六号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第六条 法第四条第五項に規定する明日香村整備計画に基づく事業で下水道法第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に該当するものに係る経費のうち次の各号に掲げる費用に対する国の補助の割合は、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第二十四条の二第一項第一号イ及び第三号の規定又は同項第二号及び第三号の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道の設置又は改築に要する費用中、下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定する主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（同号イの規定により国土交通大臣が定める費用を除く。） 十分の六（終末処理場の設置又は改築に要する費用で同号イの規定により国土交通大臣が定めるものにあつては、三分の二）</p>	<p>第六条 法第四条第五項に規定する明日香村整備計画に基づく事業で下水道法第二条第二号に規定する下水道の設置又は改築に該当するものに係る経費のうち次の各号に掲げる費用に対する国の補助の割合は、下水道法施行令（昭和三十四年政令第四百十七号）第二十四条の二第一項第一号本文の規定又は同項第二号の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める割合とする。</p> <p>一 下水道法第二条第三号に規定する公共下水道の設置又は改築に要する費用中、下水道法施行令第二十四条の二第一項第一号イに規定する主要な管渠及び終末処理場並びにこれらの施設を補完するポンプ施設その他の主要な補完施設の設置又は改築に要する費用（同号イの規定により国土交通大臣が定める費用を除く。） 十分の六（終末処理場の設置又は改築に要する費用で同号イの規定により国土交通大臣が定めるものにあつては、三分の二）</p>

二  
(略)

二  
(略)